

## ●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成21年10月9日

香川県監査委員 宮本 欣貞  
同 都村 尚志  
同 鍋嶋 明人  
同 仲山 省三

- 1 監査対象部局 議会事務局
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
指導注意事項	旅費について 旅費について、自家用車公務使用申請書が提出されておらず、駐車料金の領収書等も保管されていないものがあつた。 速やかに所定の手続をとるとともに、今後は、職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱及び旅費事務処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。